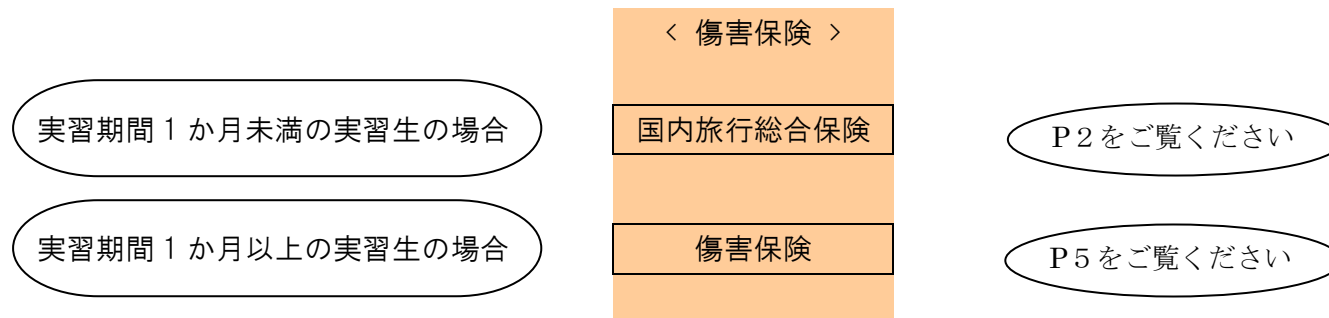


農業実習傷害保険の補償内容ご紹介

全国農業会議所の農業実習に参加の方々を対象に、農業実習中に発生したケガ等をカバーする農業実習傷害保険を手当てしています。
農業実習に参加の方々を対象に、全国農業会議所にて保険会社の間で契約を行っています。

1. 傷害保険の契約を行っていますが、実習期間により保険種類の組み合わせを以下のとおり、設定しています。



2. お問い合わせや事故が発生した場合は下記までご連絡ください。

取扱代理店
株式会社 農林水産広報センター
〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8
中央労働基準協会ビル 1F
TEL03-6380-8955、FAX 03-3239-7344

引受保険会社
共栄火災海上保険株式会社 本店営業部
農林水産推進室 農林水産営業第一課
〒105-8604 東京都港区新橋 1-18-6
TEL03-3504-2337、FAX 03-3595-3981

< 国内旅行総合保険 >

次のような場合に保険金をお支払いします。

1. ケガをしたとき（傷害事故）

① 国内旅行中に急激かつ偶然な外来事故でケガをしたり、亡くなられた場合に保険金をお支払いします。

保険金の種類：死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金

② 保険金をお支払いする事故の例

- ・ 転んでケガをした
- ・ 駅の階段やエスカレーターなどでケガをした
- ・ 宿泊施設の火事や交通事故でケガをした

※急激かつ偶然な外来の事故とは・・・下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性＝身体の外からの作用によるもの

< 前記3項目に該当しないケガの例 >

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるケガ）、疾病などは、“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金お支払いの対象とはなりません。

※既に存在していた体質的な要因や病気（骨粗しょう症を含みます）の影響によりケガをされた場合、またはケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金をお支払いします。（ケガの原因が体質的な要因や病気のみ起因する場合は保険金のお支払い対象とはなりません。）

< 補償内容・保険料 >

農業実習に参加される方

	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	保険料
6泊7日まで	1,545万円	15,000円	6,000円	1,000円
13泊14日まで	1,850万円	15,000円	6,000円	1,500円
1ヶ月まで	883万円	15,000円	6,000円	2,000円

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 保 険 金	死亡 保 険 金	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者（保険の対象となる方）や保険金受取人の故意によるケガ ・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ・無資格運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ・戦争、内乱、暴動等によるケガ^(※3) ・ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、リュージュ、ポプスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダーなどの危険な運動中のケガ ・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、試運転等を行っている間のケガ ・医学的他覚所見のない症状（たとえばむちうち症や腰痛その他の症状を訴えている場合など）
	後遺障害 保 険 金	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100% (注)保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入 院 保 険 金	入院保険金額×入院日数 <180日限度> (注1)事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限りです。 (注2)入院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手 術 保 険 金	手術の種類に応じて、入院保険金日額×倍率（10倍・20倍・40倍） (注1)1事故によるケガに対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率を乗じた額をお支払いします。 (注2)1事故によるケガについて、1回の手術に限りです。	
	通 院 保 険 金	通院保険金日額×通院日数 <90日限度> (注1)平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に治った以降の通院に対しては、保険金はお支払いできません。 (注2)通院保険金が支払われるべき期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注3)柔道整復師による施術も対象になります(骨折・脱臼はレントゲン等の他覚的な検査所見が必要です)。あんま、マッサージ、指圧師、はり・きゅう師の施術については、医師の指示に基づいて行われたときに限りお支払いの対象となる場合があります。	

(※1)乗客者として搭乗している航空機または船舶（日本国外に寄港する予定のものを除きます。）が、通常の航路により日本国外を通過する場合または当該航空機もしくは船舶に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合は、日本国外における事故も含みます。

(※2)上記傷害保険金における「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。

(※3)戦争危険等免責に関する一部修正特約条項が自動付帯されているため、テロ行為によるケガは補償の対象となります。

【ご契約の際のご注意】

①告知業務（ご契約時に保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務）

ご契約の際は、保険契約申込書の記載事項に間違いがないか十分にご確認下さい。事実と相違している場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。特に被保険者（保険の対象となる方）の職業・職務、満年齢、他の傷害保険の有無などにご注意ください。

②死亡保険金受取人の指定

死亡保険金受取人を指定する場合は、必ず被保険者の同意が必要です。同意がない場合は、ご契約は無効となります。

③保険契約の無効

上記②のほか、保険契約締結の際に次の事実があったときは、ご契約は無効となります。

- ・ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの代理人を含みます。）に詐欺の行為があったとき
- ・ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの代理人を含みます。）がすでに事故または、その原因が発生していたことを知っていたとき

④保険領収前に生じた事故

保険料（追加保険料を含みます。）を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

[代理請求制度について]

～ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください～

この保険には、高度傷害状態等の事情により被保険者（保険の対象となる方）が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金の支払を受けるその被保険者の代理人がいないうちに、その被保険者と同居する配偶者の方等がその事情を示す書類をもってその旨を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる代理請求制度があります。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要（保険会社名、お支払する保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

[ご契約後のご注意]

①通知義務（ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務）

ご契約後、契約内容に次のようなことが生じた場合は、すみやかに取扱代理店または弊社にご通知ください。なお、(1)の手続きがない場合、変更後に生じた事故については、保険金をお支払いできないことがあります。

- (1) 身体の障害を補償する他の保険契約を同一の被保険者（保険の対象となる方）につき契約されるとき、またはこれらの保険契約があることを知ったとき。
- (2) 保険証券記載の住所または通知先が変更となったとき。

②死亡保険金受取人の変更

ご契約後、死亡保険金受取人を変更（新たに指定する場合を含みます。）する場合は、取扱代理店または弊社までお申し出ください。この場合は、必ず被保険者の同意が必要です。

[もし事故が起きたときは]

①事故の通知

万一事故が発生したときは、ただちに取扱代理店または弊社までご通知ください。事故の日からその日を含めて30日以内にご連絡がない場合は、保険金のお支払ができなくなるおそれがありますので、充分にご注意ください。

< 傷害保険 >

次のような場合に保険金をお支払いします。

1. ケガをしたとき（傷害事故）

① 日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者（保険の対象となる方）がケガをされたときに保険金をお支払いします。

※既に存在していた体質的な要因や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガをされた場合、またはケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金をお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金のお支払対象とはなりません。）

② 保険金をお支払いする事故の例

- ・車にはねられてケガをした
- ・飛行機事故で死亡した
- ・ホテル火災でケガをした
- ・荷物が倒れてケガをした
- ・料理中にヤケドをした

< 補償内容・保険料 >

農業実習に参加される方

	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	保険料
3ヶ月まで	1, 114万円	10, 000円	6, 000円	17, 020円

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
傷 害	死亡 保 険 金	急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	・被保険者（保険の対象となる方）や保険金受取人の故意によるケガ ・保険契約者の故意によるケガ（普通傷害保険の場合）
	後遺障害 保 険 金	急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100% (注)保険期間（保険のご契約期間）を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ・無資格運転、酒酔運転、麻薬等を使用しているの運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
	入 院 保 険 金	急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金額×入院日数 180日限度) (注1)事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。 (注2)入院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ・戦争、内乱、暴動等によるケガ ^(※3)
	手 術 保 険 金	急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、上記の入院保険金をお支払いする場合において、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に、病院または診療所において所定の手術を受けられた場合	手術の種類に応じて、入院保険金額×倍率（10倍・20倍・40倍） (注1)1事故によるケガに対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率を乗じた額をお支払いします。 (注2)1事故によるケガについて、1回の手術に限ります。	・ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、フリークライミング、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、試運転等を行っている間のケガ
	通 院 保 険 金	急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合	通院保険金額×通院日数 <90日限度> (注1)平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に治った以降の通院に対しては、保険金はお支払いできません。 (注2)通院保険金が支払われるべき期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注3)柔道整復師による施術も対象となります(骨折・脱臼はレントゲン等の他覚的な検査所見が必要です)。あんま、マッサージ、指圧師、はり・きゅう師の施術については、医師の指示に基づいて行われたときに限りお支払いの対象となる場合があります。	・医学的 he 覚所見のない症状（たとえばむちうち症や腰痛） など

※1 急激かつ偶然な外来の事故とは・・・下記3項目を全て満たす場合を言います。

- 急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと。
- 偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの。
- 外来性＝身体の外部からの作用によるもの。

<前記3項目に該当しないケガの例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性的原因によるケガ）、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金お支払いの対象とはなりません。

- ※ 2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- ※ 3 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約条項が自動付帯されているため、テロ行為によるケガは補償の対象となります。

【ご契約の際のご注意】

①告知義務（ご契約時に保険会社に重要な事項を申し出てください）

ご契約の際には保険申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。事実と相違している場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがあります。特に被保険者（保険の対象となる方）のご職業・職務、満年齢、他の傷害保険の有無などにご注意ください。

②死亡保険金受取人の指定

死亡保険金は原則として法定相続人にお支払いたします。特定の方を指定する場合は必ず被保険者（保険の対象となる方）の同意を得てください。同意のない場合、ご契約が無効となります。

③保険契約の無効

左記②の他、保険契約をする際に、次の事項があったときは、ご契約は無効となります。

- ・ 保険契約者、被保険者（保険の対象となる方）または保険金を受取るべき者（これらの代理人を含みます。）に詐欺の行為があったとき。
- ・ 保険契約者、被保険者（保険の対象となる方）または保険金を受取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）がすでに事故またはその原因が発生していたことを知っていたとき。

④保険料領収前に生じた事故

保険料（追加保険料を含みます）を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払できませんのでご注意ください。

【ご契約後の注意】

①通知義務（ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務）

ご契約後、契約内容に次のようなことが生じた場合、すみやかに取扱代理店または弊社にご通知ください。

- (1) 身体の傷害を補償する他の保険契約を同一の被保険者（保険の対象となる方）につき契約されるとき、またはこれらの保険契約があることを知ったとき。
- (2) 被保険者（保険の対象となる方）本人（家族傷害保険の場合は生計維持者（ご家族の生計を主として維持している方））の保険証券記載の職業・職務が変更になったとき。
- (3) 生計維持者（ご家族の生計を主として維持している方）が変更になったとき（家族傷害保険のみ）。
- (4) 保険証券記載の住所または通知先が変更になったとき。

(1)～(3)の手続きがない場合には、変更後に生じた事故について保険金が削減されるか、ご契約を解除して保険金をお支払いできないことがあります。また(2)、(3)の場合には、追加保険料をお支払いいただくことがあります。

②死亡保険金受取人の変更

ご契約後、保険金受取人を変更（新たに指定する場合を含みます。）する場合は、取扱代理店または、弊社までご連絡願います。この場合は、必ず被保険者（保険の対象となる方）の同意が必要です。

【もし事故が起きたときは】

①事故の通知

万一事故が発生したときは、ただちに取扱代理店または弊社までご通知ください。事故の日からその日を含めて 30 日以内にご連絡がない場合は、保険金のお支払ができなくなるおそれがありますので、充分にご注意ください。

【代理請求制度について】～ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください～

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により弊社に申請いただき、弊社の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払する保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。